

# 1920年代における在日朝鮮人労働運動対策

林 博 史

## はじめに

第1次世界大戦後、特に3・1運動を契機として在日朝鮮人の中からも様々な社会運動が勃興してきた。在日朝鮮人労働運動はその一つであった。

本稿では、1920年代における在日朝鮮人労働運動<sup>(1)</sup>に対する国家の対策のあり方を検討する。このことは、1920年代の協調的労働政策<sup>(2)</sup>の性格を明らかにするための一つの作業でもある。

一般に帝国主義国の労働者構成をみると、他民族労働力を重要な構成要素としており彼らの運動に対する対策は労働政策の不可欠の要素となっている。日本においても第1次大戦後にそうした状況が生まれてきた。

在日朝鮮人は第1次大戦前の1913年には3952人にすぎなかったが、1917年以降急速に増加し、1923年に11万2051人、1930年には41万9009人と一貫して増えていった。在日朝鮮人労働者は「職業的に、主として、土木建築業における土工、鉱業における採炭夫、土砂採取夫、中小工業における最下層労働分野など、不熟練筋肉労働に従事」していた。紡績女工も多かった。そうした労働者のまわりには、屑屋、古物商、行商など「都市細民的職業に従事する者」や龐大な失業者が存在していた<sup>(3)</sup>。第1次大戦後、分断的重層的労資関係が形成される中で、朝鮮人労働者は主に単純不熟練労働力として組みこまれることになった<sup>(5)</sup>。

以下、在日朝鮮人労働運動対策について、在日本朝鮮労働総同盟（朝総）結成前、朝総期（1925年2月—1929年12月）、全協期の3つの時期にわけて検討していくこととしよう<sup>(6)</sup>。

## 1. 在日本朝鮮労働総同盟結成以前

第1次大戦後の高揚した労働争議の中に朝鮮人労働者の参加者もみられた。

ただそれについて警保局は「内地人労働者ト共ニ工場鉱山ニ雇傭セララル者多キニヨリ自然労働争議等ニ参加スルコトアルモ単独ニ鮮人ノミニテ労働争議ヲ惹起シタルコトナシ」<sup>(7)</sup>と見ていた。言いかえれば「全国ヲ通シ鮮人労働者ニシテ内地人ノ組織スル労働団体ニ加盟シ労働争議ニ関与シタルモノナシトセサルニ是等ハ当該工場、鉱山ニ於テ内地人ニ混リ稼働スル関係上多勢ニ牽カレテ加盟ヲ余儀ナクシタルモノニ過キシテ格段ノ事由ノ存スルニ非ラサルナリ」<sup>(8)</sup>というものであった。ここでは朝鮮人労働者の独自の要求や独自の主体形成については見ておらず、彼らの労働組合や労働争議への参加は、日本の労働問題一般に解消されている。在日朝鮮人問題は治安対策上注目されはじめているが、<sup>(9)</sup>在日朝鮮人労働運動対策はまだ独自の問題としては考えられていなかった。

朝鮮人労働者が独自に階級的結集をはかるようになるのは1922年頃からである。<sup>(10)</sup>

1922年5月のメーデーには、在京の朝鮮人労働者が組織する同友会より約30名が参加した。同年7月に発覚した新潟県の信越電力発電所建設工事における朝鮮人労働者虐殺に対し、抗議運動が展開された。この運動の参加者が中心となり、同年11月、東京朝鮮労働同盟会が結成された。12月には大阪朝鮮労働同盟会が結成された。1924年のメーデーには両同盟会は初めて正式に参加した。各地で労働組合が結成され、1925年2月、朝鮮人労働組合の全国的統一組織として在日本朝鮮労働総同盟が結成された。

このような急速な朝鮮人労働運動の発展について警保局は、<sup>(11)</sup>1925年の段階では次のように見ていた。

まず「朝鮮人労働者ハ一般ニ無智蒙昧ノ者多ク且主トシテ僻地ニ散在スル関係上各種ノ政治問題乃至社会問題ニ接触スル機会乏シキヲ以テ未ダ思想上憂慮スベキ点ヲ見ス」という。しかし「内地ニ於ケル労働運動其他ノ社会運動ノ隆盛トナルニ及ヒテ之等ノ刺戟ヲ受ケ朝鮮人ノ此種ノ運動漸ク萌シ今ヤ急激ニ発展セントスルノ勢ヲ示セリ 即チ最近ノ情勢ヲ見ルニ彼等モ亦都市ヲ中心トシテ漸ク労働運動ヲ発展セシムル傾向アリテ階級意識ニ目覚メタルモノ漸次増加スルニ至リタルモノノ如シ」という。また社会運動の影響と共に「左傾的朝鮮人ノ煽動」も階級意識を自覚させる要因として指摘している。こうした状況の下で1923年以降「朝鮮人が思想運動又労働運動等ヲ開始スルニ至リタル」とし、さらに1924年頃より「朝鮮人労働者ハ従前ハ労資ノ紛議ニ際シテモ内地人ニ追

従シテ其利益ヲ均霑セントスルニ過キサリシ」状況を脱し「彼等自身同胞相團結シテ労資紛議ヲ企テントスルノ傾向ヲ馴致スルニ至」った。警保局の資料で朝鮮人による労働争議件数がわかるのも1924年からである。警保局もようやくこの頃に朝鮮人労働者が主体的に労働運動に参加するようになったことを認識したのである。

また警保局は朝鮮人労働者が階級的自覚を高めつつあることに注目すると同時に、階級的自覚の程度にかかわらず朝鮮人労働者は全体に民族意識を根強く持っていることにも注目している。たとえば「一般ニ思想極メテ幼稚ナリ然レトモ彼等ニモ民族的ノ意識ハ潜在シアルモノノ如ク随時ニ惹起スル内鮮人ノ争闘事件ノ如キハ下層労働者間ニ存スル闘争性ニ基クモノトハ云ヘ時々内鮮労働者相互ノ胸裡ニ潜ム民族意識ノ発露ト見ルヘキモノアリ」という。

在日朝鮮人に対する警察の取締方針についてみると、まず朝鮮人は「概ネ一定ノ土地ニ永住スルコトナク常ニ転々移動スルノ悪習アル」と偏見をもって見た上で「要視察人、要注意人等ハ勿論一般朝鮮人留学生及労働者等ニ付テモ周匝ナル内査ヲ励行シテ彼等ノ思想ノ帰趨如何ヲ省察シ殊ニ各種ノ社会運動又ハ不逞行動ヲ企図スル眞アル者ニ対シテハ深甚ノ査察ヲ逐ケテ敢テ之ガ妄動ノ余地ヲ与ヘサラシメンコトヲ期シ居レリ」としている。ここでは朝鮮人全体が犯罰を犯しうるという観点から、一般労働者をも内査の対象とし、彼らが社会運動を行なおうとすること自体を阻止しようとする方針がはっきりと示されている。同時に「穩健ナル一般朝鮮人ニ対シテハ努メテ就学若ハ就職上幹旋ヲモ之ヲ為シ以テ其ノ指導啓発ニ資センコト」も企図されていた。

次に朝総結成以前における在日朝鮮人を主体とした労働争議の状況とそれに対する警察の対応<sup>(12)</sup>をみてみよう。

註(12)で記した文献により内容がある程度判明した労働争議件数は、1919年7件（青木虹二『日本労働運動史年表』第1巻で朝鮮人労働者の参加が判明したもの7件）、20年7件（6件）、21年5件（2件）、22年5件（4件）、23年2件（2件）、24年11件（2件）である。これらの労働争議をみると、1923年の1件を除き、労働組合の関与はなく非組織的自然発生的である。継続日数も多くは1～2日であり、闘争手段も罷業や怠業のような組織的行動は少ない。表1のように1925年段階においても罷怠業を行なったものは46件中8件にすぎない。そのかわり事務所に押しよせたりし警察と衝突したりする例がみられる

表1 在日朝鮮人による労働争議

	労働争議		形 態			原 因 別							備 考	
	件数	参加人数	罷業	怠業	示威的行動	賃金支払	復職	賃下反対	解雇手当	賃上	休業反対	解雇反対		
1924年	29	—												
1925 (1~10月)	46 (11)	1,075 <sup>名</sup>	(5 1)	(3 3)		18	2	3	1	3				土木関係23件 警察による仲裁19件
1926 (1~10月)	84 (47)	4,476	(18 3)	(2 1)	(2 2)	19	5	5	29	13				
1927	—	—												
1928 (1~9月)	245	—												
1929 (1~9月)	256 (82)	7,661	50 (29)	19 (7)		79	22	26	45	37				30件 931名
1930	486 (138)	13,803	101 (63)	22 (4)	44 (12)	153	43	37	74	43				31件 1,725名
1931	483 (232)	15,079	149 (104)	60 (23)	73 (48)	103	56	55	62	65				38件 1,816名
1932	414	15,524	145	54				42		95	24	99		27件 1,609名
1933	344	8,851	123	44				31		102	15	81		54件 2,640名
1934	382	9,517	73	62				27		97	25	112		37件 1,649名
1935	356	6,378	125	69				26		94	12	102		71件 3,332名
1936	386	8,228	103	71				39		103	20	105		
1937	297	6,332	85	33				17		118	13	54		

出典：内務省警保局保安課『在留朝鮮人ノ状況』大正14年・15年、『社会運動の状況』各年版

〔註〕 ① 1930年分は、1929年10月より30年9月まで、1931年分は、30年11月より31年10月までの数値である。

② カッコ内は、団体が関与した件数

③ 「形態」の1930年分は、1~10月分468件中の内訳

④ 「原因別」の項目のとり方は、1932年から変更されている。

⑤ 「形態」「原因別」ともその他の数字は省略した。

⑥ 「備考」の1929年から35年までの数字は、社会局労働部『労働運動年報』各年版に記された、争議行為をともなった朝鮮人労働争議の件数と参加人数。なお、この数字はいずれも各年1~12月のものである。

(たとえば1920年日本セメント特許瓦製造会社、21年兵庫大庄村土工、八幡製鉄所人夫など)。要求としては、土工・人夫関係で賃金支払要求が多くみられる(20年熱海線第3工区請負佐藤組土工、24年中部電力会社土工など)。また日本人労働者との差別反対要求も多い。差別反対と明確に要求していない場合でも待遇改善や監督者排斥などの要求は、その多くがこの差別問題と関連して

いると見てよかろう。たとえば、1921年兵庫の日出紡績女工は日本人労働者との賃金差別に反対し、人事課へ押しよせ警察の鎮撫で即日復職した。1922年岸和田紡績春木工場では、女工を中心に賃金・賞与などでの差別に反対リストを行なった。これに対し「会社より懇切な説明を与へられ待遇不公平に非らざることを諒解」し女工らは就業した（その他に20年大日本紡績明石工場女工、21年八幡製鉄所人夫、京都製糸所職工、24年東洋建材会社など）。

この時期の労働争議の多くは、賃金不払に対して支払を要求したり、賃金・賞与・待遇などでの日本人労働者との差別扱いに対して反対を主張したりするものであり、自然発生的に起こっている。それらの争議では、明確な闘争方針がないままに直接行動に出、警察と衝突することによって自然消滅に終わってしまったり、警察や会社の説得によってすぐに鎮撫されてしまうことが多かった。

表1をみても1925年では争議の原因の多くは賃金不払であり、労働団体が関与した件数も少ない。土工関係が争議の半数を占めている。また警察による仲裁が19件と争議件数の約4割にのぼり、警察が積極的に争議に介入していったことがわかる。この時期一般的に警察による争議調停は不活発であった。たとえば1925年では労働争議件数816件に対し警察による調停は16件にすぎない。朝鮮人労働者による労働争議に対し警察の介入はきわめて積極的であったことがわかる。

朝鮮人労働者による労働争議は、まだ組織性をもたず、「消極的」要求をかかげて自然発生的に生じ、短期間に終息するものであった。先にふれたように警保局が、朝鮮人労働者が主体的に争議を企画し実行するようになるのは1924年以降とみていたのも一定の根拠があったといえよう。

しかしこうした中からも組織的なたたかいは始まっていた。たとえば1923年に総同盟大阪合同労組と大阪朝鮮労働同盟会の支援によってたたかわれた大阪製瓶所の労働争議は次の時期の争議を予測させるものであった。

ここでは請負制が廃止されたことにより実質的に賃下が行なわれた。それに対し両労働組合の支援をえた労働者は賃上と休業手当支給などを要求し争議にはいった。約180名の労働者が参加し10日間にわたってたたかわれ、警察の調停により、19名解雇・解雇手当支給という条件で終了した。結果は労働側の敗北といえようが、10日間にもわたって組織的にたたかわれた争議として注目さ

れる。

在日朝鮮人労働者の闘争は朝総結成以降、本格化していく。

## 2. 朝総期（1925～1929年）

1925年2月に結成された朝総は急速に発展していった。1925年末の加盟11組合800名から1926年10月末には25組合9900名以上、1929年末には約2万3000名に達した（警保局・社会局調べ）。

この時期、1000名以上の組合員を有する労働組合はILO労働代表選出権を与えられていたが朝総は除外されていた。在日朝鮮人労働組合（労働運動）は、日本人労働組合とは同等には扱われなかった。彼らはあくまで治安対策の対象でしかなく、労働者統合の対象にはなりえなかったのである。

朝総の結成とその組織的発展を背景に労働争議も1925年以降その性格を変えつつあった。1925年ではまだ労働団体関与が11件と少ないのではあるが「紛議ノ多クハ事業主及警察官等ノ加諭ニ依リテ解決スルヲ常トスレトモ紛議ニ際シ友誼団体ノ応援ヲ得タルモノ十一件アリ 彼等モ漸ク団体ヲ背景トシテ事業主ニ対抗セントスル趨勢ヲ示スニ至レリ<sup>(13)</sup>」と警保局は注目しており、この傾向は1926年以降一層顕著になる。

1926年の争議件数は倍増し、しかも労働団体関与が84件中47件と過半数を越えた。争議の原因別でみると賃金不払に対しては土工関係を中心に引き続き争議がおこっているが、解雇手当や賃上要求等の争議が急増している。警保局による原因別の区分には民族差別の項目がなく必ずしも断定しがたいが、それまでの争議が賃金不払か民族差別に起因するものに限定されていたのに対し、それだけにとどまらず労働者としての当然の要求をも主張しはじめた一つのあらわれとみることができよう。

次に朝総が一応合法的に活動を行っていた1925～28年の労働争議をとりあげて検討してみよう。

第1に土工・人夫を中心に賃金支払を要求する自然発生的非組織的争議である。このタイプの争議は第1次大戦後、一貫して存在している。概して労働組合とは関係なく発生し、監督や請負人への襲撃、警察との衝突をひきおこし「暴動」化する傾向がみられる。原因別の件数をみると、朝総一全協の活動が活発になると争議全体の中に占める比率は下がるものの賃金支払要求はその項

目がなくなる1932年まで件数でトップであり、朝鮮人労働争議の一つの典型を示している。土工・人夫にこのタイプの争議が多かったのは、言うまでもなく彼らは請負業者などにより間接的に雇用されその請負業者が賃金を払わなかったり、不当なピンはね等を行なったからである。

これらの争議に対する警察の対応をみると治安維持の立場から取締はしつつも賃金不払については業者に支払をさせる方向で動いている。

1927年有馬電鉄工事場での争議では、警察の態度は労働者に対して抑圧的であったが、未払賃金を支払わせることで収拾をはかる動きをみせている。28年鞍馬電鉄工事場での争議では、労働者が賃金支払を要求して争議にはいったのに対し警察の慰撫により賃金を支払うことで解決した。30年の三信鉄道敷設工事場では、労働者が賃金支払などを要求し全協の指導の下に争議が行なわれた。全協に対しては徹底した弾圧が加えられ、争議の終盤では一挙に314名を検束し内27名を起訴することが行なわれた。1ヶ月におよぶ争議は特高課長の調停により、未払賃金2万円を支払うことで終結した。

争議が大衆的に盛り上がった場合、警察による弾圧が加えられ、特に全協の段階では著しかった。しかし賃金不払ということは治安当局の立場からみても問題であり放置するわけにはいかず、賃金を支払わせるように動いたのである。なお有馬電鉄争議の場合、この争議を契機に兵庫県内鮮協会が作られており、朝鮮人労働者の闘争がギマン的ではあれ支配層に何らかの宥和的対応をとらせたといえよう。

第2の争議のタイプは、朝総の関与した労働争議であり、それはしばしば評議会との共同のたたかいとなった。評議会が関与した争議が徹底した弾圧にあったことは別の機会に述べたが、<sup>(14)</sup>これらの争議も徹底した弾圧をうけた。

1925年の河合染工場での争議は会社側が2名を解雇したことに始まった。朝総と評議会が支援し日朝労働者が共同して立ち上がった(参加人数日本人約130名、朝鮮人約50名)。労働側は2名の復職をはじめ賃上、待遇改善、「日鮮人の差別待遇の撤廃」等を要求してストにはいった。差別待遇の撤廃について具体的には、賃金での公平、「日鮮人寄宿舎の割当を公平にすること」「事務員役付職工の鮮人職工に対する虐待侮辱を禁止すること」が盛りこまれていた。日朝の労働組合が共闘し日朝労働者が共に参加し、しかも要求の中に差別待遇撤廃が盛りこまれるなど労働者の階級的成長を示す争議であった。

争議では会社側が一方向的に日給5銭増額を表明し、警察による弾圧が加えられる中で会社はスト参加者約60名を解雇した。15日間にわたる争議はこれによって敗北に終わり、解雇者の内就業希望者は職長を通じて見習工として就業することとなっただけで要求は実現されなかった。さらに就業を希望した3名(朝鮮人含む)は見習工としての採用も拒否された。

1927年に新京阪電鉄軌道工事場の朝鮮人土工160名がストに突入した。労働側は、14時間半の労働時間内に1時間半の休憩を与えること、日給1円70銭を2円に増額すること、藁小屋の待遇改善を要求した。この争議に対し京都評議会、京都合同労組、朝総、農民組合(電鉄線敷設に対し耕作権確立、賠償等を要求して闘争をしていた)による共同応援委員会が組織された。しかし争議団の主要分子の総検束、農民の禁足などの弾圧により、日給10銭の賃上げだけで争議は終了した。

1927年の乾鉄線工事場では、日朝労働者(日本人約340名、朝鮮人約80名)が、団体交渉権の承認、賃金二重制度撤廃、最低賃金制、朝鮮人の差別待遇の撤廃などを要求してストにはいった。指導した労働組合は日本労働組合同盟であったが、神戸朝鮮労働組合や評議会なども支援した。組合同盟幹部は会社と妥協しようとしたが争議団はその妥協を認めず争議を続けた。しかし数十名が暴力行為により検挙され、50余日に及んだ争議も調停官の調停により65名の解雇などの条件で敗北に終わった。

1925年以降、日朝労働者の共同の争議が行なわれるようになり、それらは朝総と評議会によって支援され、あるいは指導されたものが多かった。そこでは民族差別撤廃が要求に含まれていることもしばしば見られた。このように日朝の労働者が連帯ししかも左翼労働組合と結びついていた場合<sup>(15)</sup>、警察による徹底した弾圧をうけ敗北に終わっている。

この時期の朝鮮人労働者と総同盟との関係については、1928年の津田瑛瑠工場での争議が一つの事例を提供するであろう。

ここでは日本人労働者1名が解雇されたことをきっかけに総同盟の指導の下にストにはいった。争議は解雇者への金一封の支給、職工規則の制定などの条件で妥協して終了した。しかしこの争議に参加していた朝鮮人労働者の要求や意向は争議過程で何ら反映されなかった。そのため朝鮮人労働者約35名は単独で大阪朝鮮労働組合の支援の下に、差別撤廃、待遇改善などを要求して争議を

おこした。争議は一ヶ月にわたったが調停官の調停により要求撤回、解雇者を出さない、金一封（175円）支給の条件で要求は何ら実現しないまま争議は終了した。

総同盟の側は朝鮮人労働者の要求を正しく反映させることを行なっておらず、そのため朝鮮人労働者は総同盟とは別に単独でたたかわざるをえなかったのである。この例からだけでは断定できないが、評議会の方が比較的に朝鮮人労働者の要求をもとり入れようとしていたといつてよかろう。朝総と評議会との共闘が比較的に多いのもそのあらわれであろう。

一般に「内鮮人は内地人と言語風俗習慣を異にするのみならず一般に教養少なく生活程度亦高からず刺へ民族的偏見の働くありて随所に各種の問題を惹起しつつある」状況であり争議の際にも日本人労働者とは「全く別個の行動を採るを普通とす、従って労働争議の場合双方罷業破りの地位に立ち両者争闘を演ずること多<sup>(16)</sup>」といわれる。こうした中での朝総と評議会とが連帯した争議への徹底した弾圧は、左翼への弾圧という性格だけにとどまらず、日朝労働者の連帯に対する攻撃としての性格をもつものととらえることができよう。

次に朝鮮人労働者による争議にみられる彼ら独自の要求である日本人労働者との差別待遇反対が争議の中でどのように扱われているのかをみておこう。結論からいえば、この要求が会社側によって認められることはほとんどなく、しかも警察などが会社に認めさせるように動いた形跡もない。「内鮮融和」の立前からすれば差別待遇反対要求は受けいれられてしかるべきであるが、ここに「内鮮融和」のギマン性があらわれている。

すでに述べた河合染工場、乾鉄線工事場、津田瑛瑯工場などいずれも差別待遇反対は認められていない。調停官による調停が行なわれた場合も同様である。たとえば1929年の太田製油所では大阪朝鮮労働組合の支援の下で15名の労働者が差別待遇反対を含めて争議をおこした。しかし調停官の調停により不貫徹のままで終了している。同年の林製粉工場でも同様である。

さて朝総は1928年8月以来、2度にわたり一斉検挙をうけ大きな打撃を蒙った。朝総は労働組合としてよりも共産主義団体とみなされるようになっていた。たとえば朝総は「在京共産主義鮮人相謀り……組織せるもの<sup>(17)</sup>」「其の創立以来在留朝鮮人極左団体中最も急進的な運動<sup>(18)</sup>」とみなされた。確かに朝総とそのメンバーは、新幹会支会結成（1927年5月東京支会、以後各地で結成）、朝鮮共

産党日本総局、高麗共産青年会日本部の設置（1927年2月）、在日本朝鮮青年同盟の結成（1928年3月）などに関与し、共同のたたかいを行なっていた。朝総の活動は、左翼労働運動としてにとどまらず、民族運動や共産主義運動としての性格をも持っていたし持たざるをえなかったといえよう。

1928年以降の弾圧の中で事実上非合法においやられた朝総は、1929年12月、全協に加盟し各労働組合を産業別労働組合として再編することを決定し、1930年中にはほぼ再編を完了した。

### 3. 全協期

在日朝鮮人労働者は恐慌下の労働争議を主に非合法の全協の指導の下でたたかっていた。1930～33年の争議がそうである。1929年以降、罷業の6～7割は労働組合が関与し、その多くは全協である。一部に中間派の全国労働組合同盟（全労）と日本労働組合総連合（総連合）がみられる。1930～32年は朝鮮人労働争議のピークである。<sup>(19)</sup>

全協が指導した労働争議は内容の如何を問わず大規模な弾圧により敗北に終わっている。全協が関与しているということだけで弾圧の対象になったのであり、この点は日本人の労働争議と同様である。<sup>(20)</sup>

たとえば1932年の野中屑物問屋争議では全協が指導しているとして次々と検挙され自然消滅に終わっている。豊橋市下水道工事場での争議でも弾圧により自然消滅に追いやられている。『社会運

表2 治安維持法による検挙者（在日朝鮮人）

	検挙人員	団 体 別		
		共産党	全 協	全 評
1928年	—			
1929(1～9月)	85名			
1930	59			
1931	33			
1932	338	35	212	
1933	1,820	240	1,109	
1934	884	138	349	
1935	232	34	56	
1936	193	7	29	11
1937	144	7	7	1

出典：『社会運動の状況』各年版より作成

〔註〕 ① 表1の註①参照

② 「団体別」ではその団体を主とするもののみを含む。なお、他の団体は略した。

動の状況』にもこうした事例がいくつも紹介されており、いずれも多くの検挙者を出し、自然消滅ないし敗北に終わっている。争議の主体そのものが解体してしまう自然消滅が多いことは、この弾圧の激しさをうかがわせるものである。<sup>(21)</sup>

表2のように、在日朝鮮人に対する治安維持法の適用は1932年から急増しているが、その多くは全協関係者である。

全労の指導した争議では1932年の西陣天鷲絨工場での争議がある。ここでは労働者が工場を襲撃し、弾圧をうけるが同時に警察の調停を引きだし、若干の争議費用をうけとって終了している。こうした争議戦術は全労が一般に採用していたものであり、非合法の全協の場合とは異なった様相を示している。

さて全協は1934年には壊滅状態に陥り、以降在日朝鮮人労働者の運動は、各地で分散的に行なわれることになった。

1936～37年には警保局も争議状況は「比較的平穩」<sup>(22)</sup>であると言うようになっている。

しかし労働争議はそれほどには減少せず、逆に1939～40年には増加する（1940年 349件1万8349名）。朝鮮人労働者の抵抗は、自らの組織を失って以降も続けられたのである。

### まとめ

在日朝鮮人労働者が労働組合に結集し日本人労働者と連帯してたたかう状況が1920年代中頃に生まれはじめていた。そうした運動はしばしば朝総と評議会との共同闘争となったが、それに対しては徹底した弾圧が加えられた。こうした弾圧は、左翼労働運動に対する弾圧という性格だけではなく、日朝労働者の連帯に対する攻撃としての性格をも有しているととらえることができよう。

また民族差別撤廃の要求を警察や調停官は認めようとしなかった。ただ、賃金支払要求については、賃金不払があまりに不当であるゆえに、警察も認める動きを示した。朝鮮人労働者に対する「宥和」的対応はせいぜいこの程度のものであった。

全協の段階では、治安維持法を含めて徹底した弾圧が加えられた。

在日朝鮮人に対して様々な「内鮮融和」策がとられたのであるが、警察などは民族差別撤廃要求をも実現しようとしなかった。

朝鮮人労働者の運動は、たとえ経済的な労働運動であっても治安対策の対象

としてしか扱われなかった。政府の労働運動対策は、日本人労働運動と在日朝鮮人労働運動とでは、明確に異なっていたといえよう。

〔註〕

- (1) 在日朝鮮人労働運動とは、在日朝鮮人が質的にも量的にも主体である労働運動であることとあえぎおさえておきたい。であるから日本人主体の運動や労働組合に在日朝鮮人が参加しているからといてもただちにこの概念には該当しない。  
在日朝鮮人労働運動をこのようにおさえるならば、それは民族運動と不可分であり、労働運動対策は、在日朝鮮人全体（さらに朝鮮本国も含めて）に対する支配政策の中で位置づける必要がある。ただ本稿ではそこまでは十分にふみこむことはできない。在日朝鮮人に対する支配政策の研究が乏しい現状ではこうした作業も必要と考える。
- (2) 拙稿「内務省社会局官僚の労働政策構想」『一橋研究』7巻1号、1982年、「1920年代前半における労働政策の転換」『歴史学研究』508号、1982年、「1920年代後半における労働政策の展開—労働争議調停を中心に」（日本現代史研究会編『1920年代の日本政治』大月書店、1984年春刊行予定）参照。
- (3) 朴 在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』1957年。
- (4) 戸塚秀夫「日本における外国人労働者問題について」『社会科学研究』25巻5号、1974年、151—152頁。
- (5) 安田 浩「日本帝国主義確立期の労働問題」（歴史学研究別冊特集『世界史における地域と民衆（続）』1980年）参照。
- (6) 在日朝鮮人に対する政策について、マンフレッド・リングホーファーは、1919年～1934・35年「内鮮融和時代」、1934・35年～1945年「協和時代」としている（同「相愛会—朝鮮人同化団体の歩み」『在日朝鮮人史研究』9号、1981年）。1919年あるいは関東大震災以降1933～35年頃までは一般に「内鮮融和期」または「民間融和」期といわれている（戸塚前掲論文、157頁参照）。
- (7) 警保局保安課『朝鮮人概況 第三』1920年（朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第1巻、所収）。同資料集は以下『集成』と略記する。
- (8) 社会局第一部『朝鮮人労働者に関する状況』1924年（『集成』第1巻）
- (9) 警保局保安課が初めて『朝鮮人概況』を作成したのは1919年である。
- (10) 在日朝鮮人労働運動の記述については、岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』1972年、朴慶植『在日朝鮮人運動史』1979年、に多くを負っている。
- (11) 警保局保安課『大正十四年中ニ於ケル在留朝鮮人ノ状況』1925年（『集成』第1巻）より。
- (12) 本稿における労働争議の記述は以下の文献による。本文中には出典は省略する。  
①青木虹二『日本労働運動史年表』第1巻 ②大原社会問題研究所『日本労働年鑑』 ③社会局第一部（後に労働部）『労働運動概況』『労働運動年報』『労働争議調停年報』 ④同『労働時報』 ⑤警保局保安課『社会運動の状況』 ⑥同『特高月報』 ⑦大阪市社会部調査課『最近労働争議顛末』第1・2巻、『労働組合と労働争議』『大阪市労働年報』 ⑧『社会政策時報』 ⑨『日本社会運動通信』 ⑩『労働問題通信』 ⑪『兵庫県労働運動史』 ⑫『京都地方労働運動

史』 ⑬朴慶植『在日朝鮮人運動史』 ⑭岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』 ⑮小林末夫『在日朝鮮人労働者と水平運動』1974年 ⑯金贊汀・方鮮姫『風の慟哭』1977年、金贊汀『雨の慟哭』1979年、同『火の慟哭』1980年 ⑰『在日朝鮮人史研究』所収の諸論文。

(13) →(11)

(14) 前掲拙稿「1920年代後半における労働政策の展開」参照。

(15) 日本人労働者が朝鮮人労働者との連帯ならびにその民族差別の撤廃の必要性をどれほど自らの課題として認識していたのか、検討すべき問題であろう。この点については、鈴木博「京都における在日朝鮮人労働者の闘い—1920年代—」『在日朝鮮人史研究』8号、1981年、16頁参照。

朝総は第4回大会（1928年5月）において「日本労働階級と共同闘争に関する件」の中で「誤謬」として次の4点を指摘している。

「一、全日本労働階級との共同闘争が成立せず左翼のみに局限されたもの 二、労働者の日常の利益をなす経済問題に対する共同闘争を等閑視し政治問題に対する共同闘争に致重するもの 三、事件の発生したる時に限り自然発生的共同闘争なるもの 四、幹事と幹事間に限られたるにより大衆と大衆間には共同闘争はせぬもの」（『日本社会運動通信』6号、1928年6月22日）

しかしながら、様々な問題点を持ちつつも日朝労働者の連帯が育ちつつあることに注目すべきであろう。1920年代後半にはそうした状況が生まれつつあったといえよう。

(16) 社会局労働部『労働運動年報』昭和4年、181頁、407頁。

(17) 『労働運動年報』昭和6年、77頁。

(18) 司法省刑事局『朝鮮人の共産主義運動』1940年、68頁。

(19) 参加人数では1940年が戦前の最高であるが、これは強制連行が大規模に行なわれる中での事態であり、組織的背景をもたない自然発生的争議が中心である。

(20) 在日朝鮮人労働者も全協へ合流したため、全協が指導する朝鮮人労働争議に対する弾圧が、全協一般に対する弾圧なのか、あるいはそれだけにとどまらず朝鮮人労働争議・労働運動に対する弾圧としての意図なり性格があるのか、必ずしも断定しがたい。おそらく後者の要素もあったのではないかと考えられるがその確定は今後の課題としておきたい。

(21) 自然消滅に終わった件数は、1929年50件、30年50件、31年119件、32年33件、33年14件となっている。自然消滅は概して組織的背景のない争議の場合に多いが、労働組合の関与率が高まっている時期に自然消滅が多いことが注目される。

(22) 『社会運動の状況』昭和11年、1531頁、昭和12年、1129頁。

（筆者の住所：〒150 渋谷区恵比寿南3-1-5 マンション南恵比寿303号）